

東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録（公開用）

日 時：平成26年12月16日(火)13:15～14:15

場 所：東京都庁第一本庁舎 23階 23A 会議室

〈福祉保健局 出席者(敬称略)〉

福祉保健局	障害者施策推進部	精神保健・医療課
同	同	自立生活支援課
同	同	自立生活支援課
同	同	居住支援課
同	同	計画課
同	同	計画課
同	同	計画課
同	少子社会対策部	家庭支援課
同	生活福祉部	地域福祉推進課
同	指導監査部	指導第一課

〈東京 LD 親の会連絡会出席者〉

けやき 6名

にんじん村 3名

要望書回答【福祉・保健関係要望項目】

1. 早期発見・早期療育の推進について

(1)～(3)まとめて回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

東京都では平成22年度から区市町村包括補助事業により、区市町村における発達障害児・者の早期発見・早期支援に対する取組への支援を開始し、区市町村の取組において保育所・幼稚園・小中学校・学童クラブ・児童館・子ども家庭支援センター等関係機関への支援、連携を進めていくことにより、乳幼児期から成人期まで切れ目のない適切な支援を一貫して受けられる発達障害者支援体制整備を進めています。

(1)回答:(少子社会対策部家庭支援課)

少子社会対策部では、地域における母子保健の水準の向上を図るため、区市町村に対して人材の育成の支援を行っています。具体的な取り組みとしては、区市町村で母子保健事業や子育て支援事業に従事する職員・保育施設の職員等を対象に、母子保健研修を年10回開催しています。

LD等発達障害の早期発見・早期支援は、母子保健の重要なテーマの一つであり、研修においても健診における発育・発達の見方や、発達障害児の理解といった内容を毎年必ず取り入れています。

また、平成20年度から実施している「子どもの心診療支援拠点病院事業」では、発達障害をはじめとする子どもの心の問題について、専門的な対応のできる医師を養成すると共に、幼稚園や児童福祉施設等の職員等を対象に、実習を含めた研修を行っています。

(2)回答:(少子社会対策部家庭支援課)

乳幼児健診は、区市町村が実施主体となって行われています。少子社会対策部では母子保健事業担当者連絡会を開催しまして、自治体間の情報共有や、都からの情報提供の場を設け、各自治体での取組が充実するよ

う働きかけているところです。

(3)回答:(少子社会対策部家庭支援課)

健診で発達障害等が疑われる乳幼児へのフォローにつきましては、各区市町村で地域の実情に応じて工夫しながら取り組んでおります。東京都では区市町村における支援体制が充実するよう、人材育成の支援の他、包括補助事業等による財政支援等を行っています。

(4)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

都では発達障害者支援体制整備推進事業において、専門的人材育成のための研修を行っています。本研修では区市町村等の相談支援員や障害福祉サービス事業者に対して、体系的・実践的な研修を実施し、学習障害を含む発達障害の支援に対応できる人材の育成を図っています。

参考に昨年度の実施内容について簡単にお伝えします。ティーチプログラム概論、構造化、強度行動障害の対応とアプローチ、発達障害児の乳幼児期の支援、発達が気になる子どもの支援、家族の支援ペアレント・トレーニング、映画上映「世界一素敵な僕たち私たちへ」等を実施しました。

(4)回答:(少子社会対策部家庭支援課)

少子社会対策部が実施する母子保健研修の中で発達障害等をテーマに取り上げる時は、早期発見のポイントはもちろん、家族への伝え方をはじめとした支援のポイントについても内容に盛り込んでいます。昨年度は「子どもの発達を考える ST の会」理事長である中川信子先生をお招きして、言葉の発達と支援をテーマに、保護者が子どもの障害を受け入れるには時間がかかることと、早期発見、適時介入、長期支援が大切であること等について講義していただきました。今後とも区市町村職員のスキルの向上に資するよう、質の高い研修の実施に努めてまいります。

2. 一生涯を通じた支援体制の確立について

(1)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

都では平成 22 年度から区市町村包括補助事業より、区市町村における発達障害児・者の早期発見・早期支援に対する取組への支援を開始し、区市町村の取組において、保育所・幼稚園・小中学校・学童クラブ・児童館・子ども家庭支援センター等関係機関への支援、連携を進めていくことにより、乳幼児期から成人期まで切れ目の無い適切な支援を一貫して受けられる発達障害者支援体制整備を進めています。

(2)～(6)まとめて回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

福祉保健局において発達障害者支援体制整備推進委員会を設置し、保健・医療・福祉・教育・就労等各分野からの情報交換、効果的な支援のあり方の協議等を行っています。この委員会は、医療関係者・学識経験者・関係団体・区市町村職員の他、教育庁と青少年・治安対策本部および福祉保健局職員で構成しています。今年度の委員会には東京 LD 親の会の小形様に委員を委嘱していますが、本委員会委員の皆様には地域における発達障害支援体制整備推進に向け、さまざまな角度から活発なご審議をお願いしています。

また、区市町村包括補助事業の他、各区市町村における発達障害者支援の取組を促す事を目的に、区市町村の関係機関職員向けシンポジウムを開催しています。

なお平成 25 年度に都が実施した「区市町村における発達障害児・者支援の実施状況調査」では、就学時の保健福祉部門と教育部門との連携について、親子と相談機関・教育機関が共有できる発達手帳・サ

ポートファイル等の利用をしている区市町村に何を使用しているか聞いたところ、教育委員会の就学支援シートを使用している区市町村が9割、福祉主管課で作成しているものを使用している区市町村が3割となっています。今後も引き続き身近な地域である区市町村において関係機関の連携により、発達障害を持つ方が乳幼児期から成人期までの一貫した支援を受けられる体制の整備を促進していきます。

3. LD等発達障害児・者への相談支援の充実について

(1)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

東京都発達障害者支援センター(TOSCA)においては、発達障害児・者およびその家族等に対する相談支援等を行っています。利用対象者は自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の障害を有する障害児・者およびその家族としています。

また、相談支援を担当する職員は発達障害児・者の相談支援について相当の経験および知識を有する者であるため、学習障害に関する経験および知識を有する者を配置しています。

なお今年度よりTOSCAに発達障害者地域支援マネージャーを3名配置しました。地域支援マネージャーの業務は地域の支援体制整備への支援、困難事例等への支援、就労機関等への支援により地域支援機能強化を図ることを目的としています。今後はTOSCAを中核とした区市町村との支援機関連携の推進が期待されます。

(2)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

都では発達障害者支援体制整備推進事業において、専門的人材育成のための研修を行っています。本研修では区市町村等の相談支援員や障害福祉サービス事業者に対して、体系的・実践的な研修を実施し、学習障害を含む発達障害の支援に対応できる人材の育成を図っています。

(3)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

昨年度の先程の研修において、「発達障害者の地域での生活を支える『制度を使う』』というテーマでの講義研修も実施しています。

(3)回答:(生活福祉部地域福祉推進課)

地域福祉権利擁護事業については、東京都社会福祉協議会からの委託により、現在57の区市町村社協で実施しており、区市町村社協が実施していない島しょと5つの町村については、東京都社会福祉協議会が直接実施しています。

今後、認知症高齢者等の増加が予測されることから、判断能力の低下により自らが財産管理や日常生活が困難になった場合でも、地域で安心して生活を継続できるよう、事業の積極的な活用を促進してまいります。

都としましては、区市町村及び社協と連携を図ると共に、利用者支援区市町村連絡会また新任生活支援員研修等を通じまして、分かり易い説明を行うよう指導助言を行うことで、より多くの都民が利用できるよう一層の普及啓発に努めてまいります。

(4)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

都では区市町村包括補助事業により、発達障害を持つ成人期の方を対象にした支援の取組に対して補助を行っています。区市町村が地域の実情に応じ実施していますが、相談支援・就労準備支援等の直接支援の他、発達障害者の理解のための講演会の実施、社会資源活用のための関係機関リーフレット作成等に取り組んでいる例があります。

4. 家族支援の充実について

(1)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

都では、区市町村包括補助により区市町村における発達障害児・者の早期発見・早期支援に対する取組への支援を行い、発達障害者支援体制整備を進めています。

この事業の実施にあたっては、各区市町村においてできるだけ保護者・家族の支援等の視点を取り入れる事を求めています。また都では発達障害者支援体制整備推進事業において、専門的人材育成のための研修を行っています。本研修では家族への支援、ペアレント・トレーニングというテーマでの講義研修も実施しております。

(2)～(3)まとめて回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

都では発達障害者支援体制整備推進事業において、医療従事者向け講習会を実施しています。平成25年度は8回実施し、医師・看護師・心理士・保健師等の参加がありました。参加者数は454名です。今年度の実施回数は6回ですが、医療従事者の方にも福祉サービスや就労支援についての知識も必要なことから、講習の内容は発達障害医療に限らず、行政や就労支援についての講義も実施しております。また、当事者の困り感を知っていただくため当事者とそのご家族からの講演も行っております。

昨年度のアンケートによる意見をいくつかご紹介します。

- ・意思決定支援についての話と実践が聞けてよかった。
- ・特性を活かすことの重要性に気がつきました。
- ・親御さんからの話は初めて耳にすることばかりで、大変に心打たれた。

今後ともこれらの取組を通じて、発達障害に関する医療人材の確保を図っていきます。

5. 施設職員や事業所に対する理解と啓発について

(1)～(2)まとめて回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

昨年度の発達障害者支援体制整備推進事業の専門的人材育成において、相談支援研修は全13回で1,080人の参加がありました。また、より多くの支援者の方が受講できるよう、研修案内を局のHPに掲載する他、都内の指定就労支援事業所や相談支援事業所等の障害福祉サービス事業所にメールでPRを行っています。その他主に行政職員を対象として、各区市町村における発達障害者支援の取組を促すことを目的にシンポジウムを開催しています。昨年度のシンポジウムでは「成人期支援の取組について」をテーマに基調講演、区市町村における支援の取組事例報告および意見交換をいたしました。今後も引き続き発達障害者のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた成果を広く普及していくとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者等を対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていきます。

6. 2014東京の福祉保健に関することについて

(1)回答:(障害者施策推進部自立生活支援課)

就労支援体制の充実強化および定着支援の充実策の検討に資するべく、障害者を雇用している都内中小企業について、障害者の一般就労における実態や支援体制について全体像を把握するほか、就労支援機関との連携状況や支援の実態、就労支援機関への要望等について把握の状況を行っているところです。只今調査結果について分析中です。

(2)回答:(障害者施策推進部居住支援課)

東京都はグループホーム設置にあたり、事業者に対するヒアリング等を通じ、グループホームに使用する住居や

支援を行う職員の配置状況等が、関係法令等の基準に適合しているか等を確認しております。また都は法令を遵守しなければならない立場にある事業者に対して、定期的に制度等に関する説明会を行うなどし、適正な運営がされるよう努めております。障害者の地域移行安心生活支援3か年プランでは平成24年度から26年度までに1600人分を整備するという計画でございますが、平成26年4月1日の時点で1212人分整備がされております。年内にはもちろん達成されるのではないかと考えております。

平成26年4月1日時点で精神障害を主たる対象としたグループホームの定員は1724人ですが、この内滞在型は461人、通過型は1263人となっています。なお滞在型グループホームの割合はまだ少ないと考えられるかもしれませんが、近年は増加傾向となっております。

(3)回答:(障害者施策推進部計画課)

地域生活支援事業につきましては、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施することとされており、地域の実情に応じて様々な実施方法があると認識しております。一方、地域生活支援事業における利用者負担につきましては、各実施主体の判断で定めることとされていますが、平成22年4月から障害福祉サービス等にかかる低所得者(市区町村民税が非課税の方)の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、これまでの区市町村説明会等において、サービス利用に支障が生じないよう、地域生活支援事業についても負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしているところです。

なお、地域生活支援事業につきましては、事業の充実に取り組む都道府県や区市町村に超過負担が大きく生じているという実態を踏まえ、都は国に対して十分な予算措置を行うよう要求しているところです。

(4)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

今年度の実績についてはまだお示しすることができないので、昨年度実績の状況をお伝えします。

東京都発達障害者支援センターの運営について

- ①相談支援・発達支援件数3,165件
- ②就労支援件数517件
- ③普及啓発・講演会等2回開催

発達障害者支援体制整備推進事業について

- ①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置・・・委員会3回開催、シンポジウム1回開催
 - ②専門的人材育成・・・相談支援研修13回開催、医療従事者向け講習会8回開催
- 区市町村発達障害者支援整備体制推進支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業)

- ①早期発見・早期支援のための支援システムの構築36区市で実施
- ②成人への支援の取組7区市で実施

また、現在、第七期東京都障害者施策推進協議会において、東京都障害者計画・第4期障害者福祉計画の策定に向けてご審議いただいております。

(5)回答:(障害者施策推進部自立生活支援課)

東京都は平成23年12月に策定した「2020年の東京」で、今後10年間で約3万人の障害者雇用の増加をあらたな目標に掲げ、さらなる雇用の増加を目指すこととしております。この目標の実現に向けて経済団体・企業等をはじめとする関係機関が連携するため、東京都障害者就労支援協議会を設置し、年2回障害者雇用の推進にかかる様々な課題を議論しています。これは産業労働局と一緒にやっています。最近の議題といたしましては、就労支援体制充実のための方策や、企業における障害者就労の現状等について話をしているところです。

(6)回答:(障害者施策推進部精神保健・医療課)

知的障害者の療育手帳(都では「愛の手帳」)について、国において統一した基準を定め、法制化するよう、また、発達障害者への福祉的な配慮を考慮し、発達障害の特性が反映されるような手帳制度について検討するよう、他の道府県と連携し、国に要望しております。引き続き国に働きかけてまいります。

また、精神障害者保健福祉手帳は精神保健福祉法第45条に基づき、国において判断基準を定めています。なお、他の道府県からの転入の場合、他の道府県で交付された手帳の等級および有効期限の終期で都の手帳を交付しております。

7. 一般都民への啓発

(1)回答:(障害者施策推進部計画課)

障害者理解促進事業の取り組み状況について、12月3日から12月9日までの障害者週間に先立ちまして、障害者理解促進のための特設サイト、ホームページになりますが、「ハートシティ東京」という名称のものを11月26日に開設いたしました。本サイトにおきましては、皆で支えあいつながる社会・障害による心の壁を作らないをテーマに、さまざまな障害の特性やその適切なサポート方法、都内で実施されるイベント情報等を紹介しております。障害者週間中にはYahoo!や楽天等の検索サイトにバナー広告を掲載したほか、今後、サイトを紹介するチラシをさまざまな機会をとらえて配布していく予定です。

産業労働局への要望を福祉保健局にて回答

5. 施設職員や事業所に対する理解と啓発の充実について

(3)回答:(指導監査部指導第一課)

東京都は就労移行支援および就労継続支援A型・就労継続支援B型の事業を行う事業所に対し、実地での指導検査を通じて運営基準等に沿った適切な運営がされるよう指導をしています。また、講習会形式での集団指導も実施しています。今後もこれらの指導検査や事業者向け説明会等の機会を捉えて、法令重視の徹底に向けた指導・監督を行ってまいります。

【質疑応答】

Q:(けやき)

冊子「2014東京都の福祉保健」より伺います。地域移行とサービス基盤整備の促進にある、障害者グループホーム等利用者単身生活移行のモデル事業では、一般住宅で自立した生活ができるようにどのような支援を検討されていますか。

A:(障害者施策推進部居住支援課)

23年度からモデル事業をやらせていただいております。今年度は3ヶ年目となっております。先日「東京都障害者サービス情報」というホームページに、このモデル事業の報告書についてアップしました。詳細についてはそちらの方をご覧いただければいいと思いますが、端的に申し上げれば、グループホームを終の棲家とすることなく、さらにそこから先の一人での暮らし、そのような形態があってもいいのではないかと目指していくためのモデル事業です。具体的にはグループホームから地域にさらに一人暮らしを目指すので、グループホームを運営している法人を選ばせていただきながら、委託事業という形でやらせていただき、どういった具体的な支援を行えば一人で暮らしていけるのかどうかといったものを探るという形でモデル事業を2ヶ年をやり、今年度報告書をまとめているという状況です。

Q: (にんじん村)

それは、サテライト型というものと同じものですか。

A: (障害者施策推進部居住支援課)

別です。サテライト型も基本的に一人暮らしに近い形態ですが、国の方からも示されている通り基本的には時限となっていますので、サテライトからさらにまた別の所に出るということもあり、制度としてはサテライトは終の棲家となるものではありません。終の棲家を目指すということでやっていますので、違うかと思います。モデル事業の報告書を見ていただければ分かるのですが、様々な課題があり、例えば一人で暮らすにはお金がなければならぬ。そういった部分の支援は無視できないのではないかと。

その点ではグループホームのサテライト型では家賃助成制度が受けられるので活用すべきではないかといった意見も各委員から出されております。そういったところのバランスも見ながら、利用者の状況に応じて暮らし方は選ばれていくのだらうと思っています。

Q: (けやき)

ペアレント・トレーニングを実施されたと回答がありましたが、内容について詳しく教えてください。

A: (障害者施策推進部精神保健・医療課)

支援者向け講習会の中で1回実施されました。当日の資料を持ち合わせておりませんので、具体的には答えられません。今年度も実施する予定です。家族への支援が大事という視点での講義研修となっています。

Q: (にんじん村)

先程、低所得者の医療費無料と聞こえたのですが、再度説明をお願いします。

A: (障害者施策推進部計画課)

平成22年4月より障害福祉サービスにかかる利用者負担について、低所得者つまり住民税が非課税の方が無料となりました。それまでは定率負担としてサービスの利用者には1割負担がありました。例えばホームヘルプやグループホーム等の障害福祉サービスについて、低所得者については利用者負担が無料になったということです。

Q: (けやき)

地域生活支援事業の中にコミュニケーションの支援とありますが、具体的な内容を教えてください。

ちょっとした言葉によるトラブルがある子どもたちですので、ご理解ください。

A: (障害者施策推進部計画課)

地域生活支援事業のメニューの一つで、実施主体は区市町村です。障害者総合支援法の施行に伴い、事業名が意思疎通支援事業となっています。具体的には障害者の方が意思疎通するにあたって、いろいろな支援を受けるというものです。主に聴覚障害の方の手話通訳などです。障害者総合支援法の3年後の見直しの中でも、意思疎通支援・意思決定支援について検討規定が設けられていますので、発達障害や知的障害の方々の支援についても、国において検討していくことになると思います。

Q: (にんじん村)

発達障害のある方は、知的の手帳か精神の手帳のどちらかを持つこととなります。国にも働きかけているのですが、発達障害の手帳ということは考えておられますか。

Q: (けやき)

精神保健福祉手帳を取得し、オープンにした場合仕事に就けない・続けられないという場合もありますので、ご理解ください。

A: (障害者施策推進部精神保健・医療課)

発達障害者は精神障害者の中に含まれるという定義で法整備がすすんでおりますので、現在手帳取得には精神保健福祉手帳となります。その手帳を持っているからと言って、統合失調症の方が多いかと言えば全くそうではなく、発達障害をベースに持った方が精神の手帳を取得されている方が多くいらっしゃいますので、心のバリアを取り除いていただきたい。東京都としてはすぐに発達障害者の手帳を作るというものではなく、精神障害者の手帳を取りやすいように、きちんと発達障害の診断が出来る医師を確保することに取り組んでいます。療育手帳については、法律で定めているものではないので、きちんとした統一した基準を定めるように、毎年国に要望しております。

療育手帳については知的障害のある方への手帳のため、発達障害とは別のものですが、発達障害をベースに持っていて、知的障害を伴う方は取得できます。

両方の手帳でサービスが違いますので、まだまだ課題があると思っています。

Q: (けやき)

地域生活支援事業については区市町村によって違いがあると伺いましたが、事業そのもので実施しないという違いがあるのか、または内容に違いがあるのかお聞かせください。

A: (障害者施策推進部計画課)

両方のケースがあります。地域生活支援事業には任意事業もあります。当然住民のニーズにおいて、実施しているところとしていないところがあります。

また、必須事業とされているものでもその内容を別の事業で代替している実態もあります。例えば理解促進研修・啓発事業については、様々な形での理解促進という多面的な取り組みが考えられます。他の事業についても同様に様々な形態での取り組みがあると考えています。

Q: (けやき)

就労支援移行事業所に対する評価について伺います。東京福祉ナビゲーションというサイトに出てくる第三者評価と、都が行う運営監督指導というのは違いがありますか。また東京都の検査とは、法に則った職員や設備の配置基準への検査でしょうか。

A: (指導監査部指導第一課)

第三者評価は民間の評価機関と事業者が契約をして行っているものです。都の指導検査は東京都の職員が現場に行っているいろいろお話をさせていただいているもので、指定基準を満たしているか、月々の請求事務が適切に行われているか等を主眼にしています。サービス内容の評価は都ではしておらず、第三者評価となります。

Q: (けやき)

第三者評価の結果を公開されていますが、その結果を受けての指導はされていますか。

A: (指導監査部指導第一課)

第三者評価の結果を踏まえて、事業所を選定して入ることをしています。

Q: (けやき)

事業所によって内容に格差があるので、都が認可する際の判断基準等の線引きをしっかりとくださるよう要望します。

Q: (にんじん村)

TOSCA に配置された地域支援マネージャーの業務について、再度ご説明ください。

A: (障害者施策推進部精神保健・医療課)

業務には大きく3つあります。

①地域の支援体制整備への支援 ②困難事例等への支援 ③就労機関等への支援等により地域支援機能強化を図ることを目的としています。一人ひとりのエリアは決めておりませんが、3名配置して区市町村を廻り、情報交換や難しいケースへの介入や、場合によっては1名ないしは2名でスーパーバイズに行き事例検討に参加したり、支援・指導等を行っています。

従前は4名でしたが、今年度より3名増配置とし、都からの委託で7名専任となっています。その他非常勤の方が数名や児童精神科医も嘱託でおります。専任7名の内一人はセンター長のため他の業務も兼任しています。

Q: (けやき)

ペアレント・トレーニングに関して、親がわが子のことを理解し、知ることが大切だと思います。

少しでも早く親が学べることで支援につながるのを、区市町村で実施できるようにしてほしい。それぞれの地域で実情に応じて工夫が必要などころもあるかと思いますが、共通したプログラムもあるのではないのでしょうか。共通した部分を東京都で提供するということはできないのでしょうか。

学齢期の親たちにとっては障害受容を通り越して、必要という段階になっています。保護者の対応で子どもの自尊心が下がってしまうということがないようにしてほしいと思っています。

A: (障害者施策推進部精神保健・医療課)

区市町村独自で、また事業所で家族への支援プログラムを組んで実施しているところはあると思いますので、一律に都の方でプログラムを作ってやってもらう周知は難しいです。基本的には、最初の母子保健健診で気付いた方へは保護者への促しをしているようですが、そこでの親へのアプローチがとても難しいということです。療育につながれば療育機関で家族支援をやっていると思いますが、現時点では都が一律にペアレント・トレーニングのプログラムを周知できるまでにはなっておらず、普及啓発の段階です。今実施している様々な研修で、発達障害の支援はご本人だけでなく兄弟・親を含めた家族ぐるみの支援が必要だということを講師は話していますので、意識としては支援者は皆持っていると思います。学齢期になったからといって教育所管ですと言って放り出している訳ではないのですが、都教育庁でも学校での受け入と発達障害教育等についていろいろと計画を立てていると伺っているので、連携して取り組んでいきたいと思っています。

Q: (にんじん村)

発達障害者支援ハンドブックの改定はありますか。

A: (障害者施策推進部精神保健・医療課)

現在作成中で、年度末発行を予定しています。

以上